

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：シエラレオネ国全国給水改善対策
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：シエラレオネ国全国給水改善対策

調達管理番号：26a00393

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年7月1日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：シエラレオネ国全国給水改善対策
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年9月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

- (2) 事業実施担当部

地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年7月7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年7月8日 12時まで
3	質問への回答	2026年7月13日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年7月17日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知	2026年7月29日 まで
7	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ）

	※2023年7月公示から変更となりました。
--	-----------------------

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/EjyHTjFveJ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
ます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00393_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (2) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (1) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(1)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、プロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	シエラレオネ地方における安全な水・衛生へのアクセス状況、給水・衛生施設の運営・維持管理の現状及び課題を整理する調査手法。	第4条 2.（1）成果1
2	現時点で考えられるシエラレオネで優先的に取り組むべき地方給水の協力対象地域や給水施設タイプを選定する際のクライテリア。	第4条 2.（1）成果2

3	自然条件調査に代わる水理地質、水質等の自然条件に関する情報収集、整理の方法。	第3条 2. (4) 自然条件調査
4	本案件におけるカウンターパートである水開発・衛生省等の関係機関職員の能力強化の方策。	第4条 2. (1) 成果3
5	現時点で考えられるシエラレオネ地方給水セクターにおける他開発パートナーによる資金協力や同パートナーとの連携内容。	第3条 2. (3)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、業務目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査：実施していない。
- ・ RD署名：本案件は「技術協力個別案件（専門家）」の要請に基づくものであるためRD署名はない。

☒別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）シエラレオネ政府の水衛生セクター施策、他開発パートナー動向に係る背景等に関し、以下に記載した政府の施策や上位計画、他の開発パートナーの動向を踏まえ、これらとの整合性に十分留意する。

- ・ アフリカ連合（African Union。以下、「AU」という。）は2026年のテーマとして「水と衛生（Water and Sanitation。以下、「WASH」という。）」を掲げ、「持続可能な水の確保と安全な衛生システムを通じてアジェンダ2063を達成する」に取り組むことを表明した。同年3月から4月に開催されたAUのハイレベル政策対話やアフリカ持続可能な開発フォーラムでは、SDGsゴール6の進捗レビューや達成に向けた優先課題等が協議された。

- ・ シエラレオネ政府は「Sierra Leone' s Medium-Term National Development Plan 2024-2030」（以下、「MTNDP」という。）の主要開発課題5項目の一つ「人的資本開発」で、安全な飲み水、良好な公衆衛生サービスへのアクセスを掲げてきたが、AUの動きにも呼応する形で、近年、「National WASH Strategic Plan (2026-2035)」や「Sierra Leone Water Compact」等の関連施策を発表した。2026年3月26日に開催されたWASH関連会合にて、同国水資源・衛生省大臣は「安全な水へのアクセスは、公衆衛生、経済発展の礎である。MTNDP及び「National WASH Strategic Plan (2026-2035)」における目標の達成には統合的かつ持続的なアプローチが必要である」と、各国への支援を改めて呼びかけた。
- ・ シエラレオネの都市給水事業の運営は、首都圏フリータウンはグマバレー水道公社（Guma Valley Water Company（以下、「GVWC」という。）が、地方給水事業の運営はシエラレオネ水道公社（Sierra Leone Water Company。以下、「SALWACO」という。）、地方自治体、民間企業及びコミュニティやNGO等が担っている。世界銀行は2025～2031年にかけて、「Water Security and WASH Access Improvement Project」を実施している。フリータウン市を含む西部地域（Western Area）を対象に、WASH政策や規制のレビュー、WASH関連機関の能力アセスメント、Private Public Partnership（以下、「PPP」という。）のフィージビリティスタディ、水源地の保護設備の設置、水資源保全に係る全国マスタープランの策定、GVWCの事業プロセスの点検、無収水量削減に係る能力強化、汚水処理施設の新設・改修、公共施設のトイレ整備及び西部地域全体の衛生改善計画策定支援を行っている。また、UNICEF（国際連合児童基金）やアフリカ開発銀行（African Development Bank。以下、「AfDB」という。）も沿岸脆弱地帯やフリータウンで協力を実施している。地方中核都市 Bo、Kenema 及び Makeni の三都市における SALWACO 給水事業は AfDB が支援を行ってきた。我が国は無償資金協力にて Kambia（SALWACO による給水事業対象地）の地方給水を支援した。

（2）本業務におけるシエラレオネの「地方」の考え方

シエラレオネにおいて、GVWCが給水事業を行うフリータウン首都圏以外の Districts の都市部、農村部、村落部の全てを「地方」とする。

（3）本業務の期待される成果

- ・ 上述（1）の留意点をふまえ、本業務では、シエラレオネの地方における

給水サービスの現状及び課題について、水資源・衛生省等関係者と共同で情報を収集・分析し、地方給水分野の優先課題を明確にすることを通し、関係機関職員の能力を強化すると同時に今後の同分野における必要な協力（資金協力を含む）の形成に資する情報を整理し、もって同国の地方給水の改善に資することを目的とする。

- ・ 他方で、JICA シエラレオネ支所からの情報では、同国の行政能力については次のような状況であると考えられる。すなわち、同国は内戦の影響で歴史が浅く、2013年に設置された水資源・衛生省も10年程度の歴史しかない。同省においては適切な給水開発計画の策定能力や、特に地方部の個別課題を俯瞰的、技術的に管理できる能力が不足しており、人材育成、ロードマップ策定、緊急対応が必要な施設やニーズ、課題の抽出が急務である。過去にJICA 専門家による地方給水調査が行われたが、その後、政府による給水事業も進んでいない。一方、現政権は平和と安定のため、紛争の原因ともなった地方部での貧困削減と基盤整備を重要視しており、UNICEF、UNDP（国際連合開発計画）、AfDB、EU（欧州連合）等は地方開発に資金を投入しており、計画策定能力の向上や案件形成がなされれば、将来の資金動員につながる可能性があるといえる。
- ・ 今後のシエラレオネ地方給水分野における必要な協力の形成に資する情報整理にあたっては、JICA 及び他の開発パートナーによる資金協力や同パートナーとの連携の可能性も含めた検討を行う¹。具体的には、おおよその事業費を含むJICA 無償資金協力事業の提案を含める。なお現時点では、維持管理の持続性確保の観点から、ハンドポンプによる点水源の給水施設は想定しておらず、地下水源による小規模なタウン給水（管路系給水）のニーズに対応することを想定しているが、詳細は活動の進捗を踏まえてC/P およびJICA と協議を行う。無償資金協力の案件形成にあたって情報を整理すべき観点は、契約締結後にJICA から情報提供を行う。
- ・ 上記の検討にあたっては、日本の対シエラレオネ協力方針や同国の開発計画の文脈における対象地域の選定理由や意義、外交的な意義づけ、本邦技術の活用や本邦企業への裨益、等の観点を含めることに留意する。
- ・ 関連情報の整理、分析の際は、水資源状況、既存の地方給水施設の現状（維持管理体制等含む）に加え、同国の一般的な経済社会状況や、地方の

¹ シエラレオネ政府は地方のWASHサービスの改善を推進しているが、人的・技術的・財政的制約に直面している。直近のWASH開発パートナー会合において、水資源・衛生大臣は統合的かつ持続可能なアプローチの必要性を強調し、国際社会に対し支援を要請した。このような背景をふまえ、地方給水セクターにおける他開発パートナーによる資金協力や、同パートナーと連携可能な協力内容について提案すること。

公的な教育機関、保健医療機関や公共市場における水衛生環境も対象とし、給水単体ではなく、公的機関の衛生環境の改善も検討に含める。

(4) 自然条件調査²

今回は協力期間等の制限から自然条件調査の実施は想定していないが、今後の協力案件形成検討にあたり、代替の方策にて水理地質、水質等の自然条件に関する情報収集を行い、分析、整理する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務に係る事項

(1) 本案件の活動に関する業務

成果1：シエラレオネ地方における安全な水・衛生へのアクセス状況、給水・衛生施設の運営・維持管理の現状及び課題が整理される³。

- 1.1. 公開情報やシエラレオネ政府（水資源・衛生省（Ministry of Water Resources and Sanitation。以下「MWRS」という。））、SALWACO、GVWC、国家水資源管理機構（National Water Resources Management Agency（以下、「NWRMA」という。））及びシエラレオネ電力・水規制委員会（Sierra Leone Energy and Water Regulatory Commission（以下「SLEWRC」という。））等の関係者へのヒアリング等を通じ、MTNDP、「National WASH Strategic Plan (2026-2035)」及び「Sierra Leone Water Compact」等の概要、進捗及び水・衛生セクターの概要（実施体制、予算計画等を含む）を確認する。
- 1.2. 公開情報や開発パートナーへのヒアリング等を通じ、世界銀行、AfDB、UNICEF及びFCDO等の給水セクターの協力を確認する。
- 1.3. MWRSと協議の上、SALWACO、地方自治体及びコミュニティ等が運営する、施設タイプ、稼働状況や社会経済状況の異なる地域の給水施設を訪問し、給水施設の現状（運営・維持管理、実施体制や予算措置等を含む）と課題を整理する。

² 自然条件調査に代わる水理地質、水質等の自然条件に関する情報収集や整理の方法をプロポーザルにて提案すること。

³ 現地活動期間や投入予算が限られる中、シエラレオネ地方における安全な水・衛生へのアクセス状況、給水・衛生施設の運営・維持管理の現状及び課題に関する情報を、どのように効率的・効果的に収集、分析、整理できるか、調査手法をプロポーザルで提案すること。

成果2：シエラレオネの地方給水改善計画の策定に必要な情報が整理される⁴。

- 2.1. 地方給水施設の建設や地方給水事業の運営に必要な資機材（スペアパーツ、薬品や検査キット等）の流通販売経路（国内調達、輸入）の現状と課題を整理する。
- 2.2. MWRSやSALWACO等による地方給水事業の中長期計画（施設の建設、改修や拡張、投資計画等を含む）及び具体的なプロジェクト案等を確認する。
- 2.3. 開発パートナーが実施・計画している地方給水の具体的なプロジェクト概要（名称、スキーム、事業規模、事業期間や協力内容）を確認する。
- 2.4. 2.1～2.3の情報を整理する。

成果3：MWRS等の関係機関職員の能力が強化される⁵。

- 3.1. 国内準備期間中（現地派遣前（1回目））に、MWRS とオンライン会議を行い、本案件を共同で進めるMWRS側のチーム体制（以下、「C/Pチーム」という。）を構築する。
- 3.2. C/Pチームと共に活動計画を策定し、MWRS責任者（次官を想定）の承認を得る。
- 3.3. 成果1、2及び4の活動をC/Pチームと共同で実施することを通じ、MWRSスタッフの能力開発を行う。

成果4：シエラレオネにおける今後の地方給水分野協力案件形成に資する情報が整理される。

- 4.1. 公開情報、関係者へのヒアリングや現場視察等を通じ、シエラレオネの経済社会指標・情報、地方の公的な教育、保健医療機関や公共市場における水衛生環境の情報を確認・整理する。
- 4.2. 今後のシエラレオネの地方給水分野における協力案件案（資金協力を含む）を検討・整理し、MWRS及びJICAとその内容を協議する。

（2）活動の進め方

- 本案件の要請機関である MWRS 職員と共同で現状調査や情報の整理を行うことを通して、C/P の能力向上を図る。シエラレオネ国内の地方出張に要する C/P 出張旅費については先方負担での対応を原則とするが、先方で対応が出来ず、成果発現に必要な場合は監督職員及び JICA シエラレオネ支所の承認

⁴ 内戦が終わり、国全体の人口が増加する中、都市と比べ地方の給水率は依然として低い。シエラレオネ政府の国家開発計画、開発優先地域や各地の人口規模等をふまえ、優先的に進めるべき地方給水の協力対象地域や給水施設の種類の検討・選定する際のクライテリアを本プロポーザルにて提案すること。

⁵ 内戦の影響でシエラレオネ政府の行政機関の歴史は浅く、2013年に設置された水資源・衛生省は10年程度の歴史しかない。このため、給水開発計画の策定能力や、地方部の課題を俯瞰的、技術的に分析・検討する能力が不足している。本案件を通じどのような方法や内容で能力強化を行っていくか、プロポーザルで提案すること。

の下、支出可能とする。

- 活動の方法は、事前準備と計2回の現地派遣⁶を想定している。それぞれの工程での活動案は以下の通り。

【事前準備】

- ・ 既存資料や関連報告書等を収集し、シエラレオネにおける給水セクター政策をはじめ、「地方給水」の定義・分類とそれに応じた給水サービスの運営主体、組織体制、運営状況やその能力、課題等を整理する。また、タウン給水が水道事業体によって運営されている場合、水道事業体の経営状況や無収水率等の主要指標を分析する。
- ・ 以上より、地方給水セクターの課題の整理を行う。

【現地派遣（1回目）】

- ・ MWRS 関係者と共に、同省関係部局、地方給水を所管する SALWACO や、フリータウン首都圏の都市給水を担う GVWC、規制機関である SLEWRC や NWRMA 等関係機関へのヒアリングやデスクトップサーベイを通じ、シエラレオネ全国の給水サービスの現状、課題及び検討されている解決策に関する情報を収集、分析する。
- ・ MWRS 関係者と共に、シエラレオネの開発に関する政府方針や開発計画、開発の重点地域、地方給水施設の整備状況や給水サービスの運営維持管理体制等に関する分析情報やクライテリアを元に、優先的に取り組むべき地方給水の協力対象地域（訪問予定地を含め、3カ所程度）や給水施設タイプの選択肢を整理する。
- ・ 地方給水の現状及び課題を確認するために、フリータウン近郊の地方給水施設（SALWACO、自治体等異なる事業体）を視察する。
- ・ 整理した優先的に取り組むべき対象地域や給水施設タイプの案を、MWRS 幹部（次官や局長級を想定）と協議する。また、JICA（シエラレオネ支所及び地球環境部）に進捗報告し、意見交換を行う。
- ・ その上で現地派遣（2回目）の訪問予定地を決定し、訪問予定地の関連政府機関等に対する質問票を用意し、MWRS から事前に送付することを MWRS に依頼する。

【現地派遣（2回目）】

- ・ 現地派遣（1回目）の結果をふまえ、MWRS 関係者と共に、優先的に取り組むべき対象候補地を訪問し、社会経済状況、給水施設の状況、給水サービスの運営維持管理体制、水源等について詳細情報を整理、分析する。

⁶ 現地滞在においては以下の第3章4.（9）に記載した、レジデント・パーミットの申請に留意する。

- ・ 訪問の際は、同地における公的教育・保健機関や市場などの公共施設における水衛生環境も確認し、整理する。
- ・ 地方訪問後、関係政府機関、JICA シエラレオネ支所、必要に応じ他開発パートナーとも協議し、シエラレオネ地方給水分野における今後の協力の方向性を整理し、協力案件（無償資金協力を含む）を検討する。

（３）業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、案件の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

（４）広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で利用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

（５）業務完了報告書/業務進捗報告書の作成

- 受注者は、活動結果、目標の達成度や提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は業務完了報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。
- なお、受注者は現地派遣（第１回目）の帰国後１週間以内を目途に、業務進捗報告書案を発注者に事前に提出する。発注者の承認を得た上で、現地派遣（第１回目）の帰国後２.５週間以内を目途に最終版を発注者に提出する。

（６）本業務は合同調整委員会（JCC）は該当しない。

（７）本業務は成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成は不要。

（８）本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(9) 業務完了報告会の開催

業務完了時点で発注者を対象に業務完了報告会を開催する。基本的には本業務の背景および内容、工夫点、成果及び教訓と提言等について報告する。日本語での実施とするが、具体的な日程及び内容等については、業務開始後に調整する。

(10) その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	第 1 回目の現地到着から 2 週間以内目途に、MWRS と合意した最終版を提出。	英語	電子データ	-
業務進捗報告書	現地派遣（第 1 回目）終了から 2.5 週間以内	英語／日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	英語／日本語	電子データ	-
			CD-R	計 3 部

- 業務完了報告書は、履行期限 1 カ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおりとするが、詳細は発注者と相談の上で決定する。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 本業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 本業務実施の基本方針
- ③ 本業務実施の具体的方法
- ④ 本業務実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 要員計画
- ⑦ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑧ その他必要事項

(3) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的・実施方針・実施体制・スケジュール）

- ② シエラレオネの水セクターの現状
 - 2.1 シエラレオネの開発計画、開発の重点地域
 - 2.2 水セクターの国家政策及び開発計画
 - 2.3 水セクターの制度・組織体制
 - 2.4 水道事業体の概要
 - 2.5 給水サービスの現状
 - 2.6 地方給水施設の運営維持管理状況
 - 2.7 地方給水の主な課題
 - 2.8 水道事業体の経営・技術課題
 - 2.9 開発パートナーによる支援の状況

- ③ 優先対象地域の活動結果
 - 3.1 優先対象地域の選定クライテリア
 - 3.2 優先対象地域の選定結果、選定理由
 - 3.3 優先対象地域の概要（社会経済状況、開発ポテンシャル、公的な教育・保健医療機関の水衛生環境などを含む）
 - 3.4 給水施設の現状
 - 3.5 給水サービスの状況
 - 3.6 運営維持管理の状況
 - 3.7 水源開発の可能性

3.8 開発ニーズと想定される条件

3.9 事業実施に向けた課題

④ 能力強化

4.1 能力強化の計画

4.2 能力強化の実施結果

4.3 今後の能力強化に向けた課題、提言

⑤ 総括と今後の協力の方向性

5.1 シエラレオネ地方給水分野の主要課題

5.2 優先案件の方向性

5.3 日本の対シエラレオネ協力方針や同国の開発計画との関係

5.4 今後の協力の可能性

5.5 JICA協力の方向性

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

（ア）業務フローチャート

（イ）人員計画（最終版）

（ウ）研修員受入れ実績（実施した場合）

（エ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）

（オ）供与機材・携行機材実績（供与した場合。引渡リスト含む）

（カ）議事録等

（キ）その他活動実績

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題

（2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

（3）詳細活動計画（WBS等の活用）

（4）活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない⁷。

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁷ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1 案件名 (国名)

国名： シエラレオネ

案件名： 全国給水改善対策

Improvement in Nation-wide Water Supply Systems

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水資源セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
シエラレオネでは、内戦前（～1980年代）にドナー支援により水道施設等が建設されたものの、1991～2002年の11年に及ぶ内戦により多くが破壊された。内戦後、政府は地方分権化を推進し、首都フリータウンの給水事業は独立以来Guma Valley Water Company (GVWC) が担う一方、地方の給水事業は2001年に設立されたシエラレオネ水道公社 (Sierra Leone Water Company。以下、「SALWACO」という。)、地方自治体及びコミュニティへ移管された。これを受けSALWACOはBo、Kenema、Koidu、Makeni、Kabala及びルンギ国際空港等の給水事業を担い、また、2017年の関連法改正により、同公社の所掌にフリータウンを除く都市の上下水事業及び地方給水事業が追加された。一方、法改正はされたものの、いまだに地方の給水施設整備は地方自治体の計画の下、開発パートナーやNGOの支援を得て進められ、運営・維持管理は主にコミュニティが担っている。

シエラレオネ給水分野の政策は、2013年設立の水資源省 (Ministry of Water Resources) を前身とし2024年に改編された、水資源・衛生省 (Ministry of Water Resources and Sanitation。以下「MWRS」という。) が水衛生 (Water, Sanitation and Hygiene。以下「WASH」という。) 全般を所掌している。なお、水資源管理は国家水資源管理庁 (National Water Resources Management Agency。以下「NWRMA」という。)、電力・水道事業の規制はシエラレオネ電力・水規制委員会 (Sierra Leone Energy and Water Regulatory Commission。以下「SLEWRC」という。) が担っている。

シエラレオネ政府は、中期国家開発計画「Sierra Leone's Medium-Term National Development Plan 2024-2030」(以下「MTNDP」という。) において、「人的資本開発」の柱の一つとして、安全な飲料水と公衆衛生サービスへのアクセス向上を掲げている。同国は年間降水量が約2,500mmと水資源は比較的豊富であるが、制度、インフラ及び運営管理能力の不足により、安全な水へのアクセスは依然として不十分である。JMP (Joint Monitoring Programme (WHO/UNICEF)) によると、全人口864万人 (都市人口392万人、村落人口472万人。世銀2024年) に対し、2024年の基本的な水へのアクセス率は全国68.07% (都市81.70%、地方57.02%) にとどまり、基本的な衛生設備へのアクセス率も全国24.91% (都市36.73%、地方15.32%) と低水準である。この結果、不衛生な環境や地下水汚染に起因する腸チフス、赤痢及びコレラ等の水系感染症が発生している。

MTNDPでは、2030年までに水アクセス率を90%に引き上げる目標を掲げ、近年発表された同国のWASH施策「National WASH Strategic Plan (2026-2035)」の下、地方におけるジェンダーに配慮したWASHサービスの改善を推進している。しかし、人的・技術的・財政的制約から政府単独での対応は困難であり、2026年3月のWASH開発パートナー会合において、MWRS大臣は統合的かつ持続可能なアプローチの必要性を強調し、

国際社会に対し支援を要請した。

このような背景をふまえ、シエラレオネの地方給水サービス改善に係る課題を整理し、持続可能な給水サービスの実現に向けた方策を検討するため、技術協力個別案件（専門家）「全国給水改善対策」（以下、「本案件」という。）が我が国に要請され、採択された。

（２）水資源セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

本案件は、我が国の対シエラレオネ国別開発協力方針の重点分野「経済基盤の整備」のうち、「基礎的インフラの整備」に資するものである。同国は内戦後の復興から開発の過渡期にあり、内戦や感染症の影響により給水を含む社会経済インフラへの投資が大きく遅れている。また、近年もコレラ等の水系感染症の発生が確認されており、感染症対策の観点からも、WASH施設を含む衛生環境の改善が課題となっている。

また、本案件はJICAグローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」に合致する。我が国はこれまで、技術協力プロジェクト「カンビア県給水体制整備プロジェクト（2006～2008年）」、無償資金協力「カンビア地方給水整備計画（2011～2013年）」及び専門家派遣「地方都市における給水業務関連職員の能力強化（2012～2013年）」を通じ、同国の給水分野を支援した。

持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）の観点では、ゴール1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、ゴール3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」及びゴール6「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」に貢献する。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行は、「Water Security and WASH Access Improvement Project（2025～2031年、約1.8億米ドル）」を通じ、西部地域（フリータウン市を含む）を対象に、WASH政策・規制の見直し、関連機関の能力評価、Public Private Partnership（以下、「PPP」という。）のフィージビリティスタディ、水源保護施設の整備、水資源保全に係る全国マスタープラン策定、GVWCの業務プロセスのレビュー、無収水対策に係る能力強化、汚水処理施設の新設・改修、公共施設のトイレ整備及び地域全体の衛生改善計画の策定支援を実施している。英国政府

（Foreign, Commonwealth and Development Office。以下、「FCDO」という。）はPPPに関する技術協力を実施しており、2026年に完了予定である。UNICEFはアイスランドの資金援助を受け、沿岸部の脆弱地域を対象にWASHサービスの提供を推進している。また、アフリカ開発銀行（African Development Bank。以下、「AfDB」という。）は、フリータウンの住民を対象に、WASHサービスの改善及び気候変動適応策の支援を実施中である。

3. 事業概要

（１）事業目的

本案件は、水資源・衛生省等と共同でシエラレオネの地方部における給水サービスの現状及び課題ならびに地方給水改善計画の策定に必要な情報を整理することを通じて、MWRS等関係機関職員の能力を強化すると同時に、今後の同分野における協力案件の形成に資する情報を整理し、もって同国の地方給水の改善に貢献するもの。

- (2) プロジェクトサイト／対象地域名
フリータウン及び地方部（今後の活動を通じて対象地域を検討）
- (3) 総事業費（日本側） 0.48 億円
- (4) 事業実施期間 2026 年 9 月～2027 年 2 月を予定（計 6 カ月）
- (5) 事業実施体制 水資源・衛生省（Ministry of Water Resources and Sanitation (MWRS)）

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果1：シエラレオネ地方部における安全な水・衛生へのアクセス状況、給水・衛生施設の運営・維持管理の現状及び課題が整理される。

成果2：シエラレオネの地方給水改善計画の策定に必要な情報が整理される。

成果3：水資源・衛生省等の関係機関職員の能力が強化される。

成果4：シエラレオネにおける今後の地方給水分野協力案件形成に資する情報が整理される。

(2) 主な活動

成果1：シエラレオネ地方における安全な水・衛生へのアクセス状況、給水・衛生施設の運営・維持管理の現状及び課題が整理される。

1.1. 公開情報やシエラレオネ政府（MWRS、SALWACO、GVWC、NWRMA及びSLEWRC等）関係者へのヒアリング等を通じ、MTNDP、「National WASH Strategic Plan (2026-2035)」及び「Sierra Leone Water Compact」等の概要、進捗及び水・衛生セクターの概要（実施体制、予算計画等を含む）を確認する。

1.2. 公開情報や開発パートナーへのヒアリング等を通じ、世界銀行、AfDB、UNICEF、FCDO等の給水セクターの協力を確認する。

1.3. MWRSと協議の上、SALWACO、地方自治体及びコミュニティ等が運営する、施設タイプ、稼働状況や社会経済状況の異なる地域の給水施設を訪問し、給水施設の現状（運営・維持管理、実施体制や予算措置等を含む）と課題を整理する。

成果2：シエラレオネの地方給水改善計画の策定に必要な情報が整理される。

2.1. 地方給水施設の建設や地方給水事業の運営に必要な資機材（スペアパーツ、薬品や検査キット等）の流通販売経路（国内調達、輸入）の現状と課題を整理する。

2.2. MWRSやSALWACO等による地方給水事業の中長期計画（施設の建設、改修や拡張、投資計画等を含む）及び具体的なプロジェクト案等を確認する。

2.3. 開発パートナーが実施・計画している地方給水の具体的なプロジェクト概要（名称、スキーム、事業規模、事業期間や協力内容）を確認する。

2.4. 2.1, ~2, 3, の情報を整理する。

成果3：水資源・衛生省等の関係機関職員の能力が強化される。

3.1. 準備期間中（現地派遣前（1回目））に、MWRSとオンライン会議を行い、本案件を共同で進めるMWRS側のチーム体制（以下、「C/Pチーム」という。）を構築する。

3.2. C/Pチームと共に活動計画を策定し、MWRS責任者（次官を想定）の承認を得

る。

- 3.3. 成果1、2及び4の活動をC/Pチームと共同で実施することを通じ、MWRSスタッフの能力開発を行う。

成果4：シエラレオネにおける今後の地方給水分野協力案件形成に資する情報が整理される。

- 4.1. 公開情報、関係者へのヒアリングや現場視察等を通じ、シエラレオネの経済社会指標・情報、地方の公的な教育、保健医療機関や公共市場における水衛生環境の情報を確認・整理する。
- 4.2. 今後のシエラレオネの地方給水分野における協力案件案（資金協力等の他スキームや日系アクター（企業、NGO）との連携促進の観点も含む）を検討・整理し、MWRS及びJICAとその内容を協議する。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/Pのオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/Pとの協働作業を通じて、C/Pがオーナーシップを持って、主体的に活動を実施し、C/P自らが活動を管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、業務終了後の持続可能性の確保に向けて、上記C/Pのオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) 業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、業務の方向性について発注者に提言する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、本業務の意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根拠ある評価の実施

- 本業務の成果検証・モニタリング及び本業務内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、業務の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した業務の活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

3. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、業務の活動結果、成果の達成度に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：地方給水（地下水開発）及び管路給水サービスに関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

別紙4 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（3号）】

① 対象国及び類似地域：シエラレオネ国及び全途上国

② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 2026年9月：業務開始
- 2026年10月～12月：現地渡航（1）
- 2026年12月：業務進捗報告書の提出
- 2027年1月～2月：現地渡航（2）
- 2027年2月：業務完了報告書の提出

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約9.41人月

2) 渡航回数を目途 延べ4回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

現地再委託は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書
- Sierra Leone's Medium-Term National Development Plan 2024 - 2030
- MINISTRY OF WATER RESOURCES AND SANITATION “NATIONAL WASH STRATEGIC PLAN 2026 - 2035”

2) 公開資料

- シエラレオネ共和国「カンビア地方給水整備計画準備調査報告書」
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000255509>
- World Bank “Sierra Leone Water Supply Sanitation and Hygiene (WASH) Poverty Diagnostic 2024”
[Water Supply, Sanitation, and Hygiene \(WASH\) Poverty Diagnostic Initiative](#)
- World Bank “WATER FORWARD Sierra Leone Water Compact”
[Water Compact Sierra Leone 2026.pdf](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	有
3	執務スペース	有※
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

※執務室を占有するのではなく、執務スペースを他の関係者と共有する可能性があります。

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA シエラレオネ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

47,386,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

本案件は定額計上があります(457,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザ

ルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	シエラレオネ国内の地方出張に要するC/P出張旅費	第2章 第3条 実施方針及び留意事項 2. (3) 業務業の期待される成果	457,000円	本案件を共同で進めるMWRSのC/Pチームの地方出張に係る日当及び宿泊料 ※	一般業務費、⑤旅費・交通費

※ 先方政府規程もしくはJICAシエラレオネ支所の内国旅費内部規程に依る。なお、車両について受注者チームが備上する車両にC/Pチームも同乗することを想定しており、C/Pチームのみの利用による車両備上費用の計上は想定していない。

(4) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) その他留意事項

- 1) 1年間で同一人物のシエラレオネの合計滞在期間が90日を超える場合、当該者はレジデント・パーミット（有効滞在期間は1年間）の申請・取得が必要になります。同パーミット申請期間中は首都フリータウンに滞在する必要があり、他都市への移動はできません。シエラレオネ到着後、シエラレオネ支所に相談いただき、第1回滞在の間に、早目に同パーミットを申請・取得することが必要です。申請に必要な書類等は契約交渉の際、説明します。

2026年12月、シエラレオネでは全国を対象とする国勢調査の実施が予定されています。渡航そのものは制限される予定はありませんが、同時期、一部の機関（地方自治体や公立学校等等）は国勢調査対応が優先となり、同機関への訪問や同機関関係者との会議が制限される可能性があります。

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)